

## 通告後も、継続的な支援を

通告後も当該児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見守っていくとともに、児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

### 子供への関わり方

- ◆子供の言動の背景をよく理解し、学校で安心して過ごせるように受容的に接する。
- ◆スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

### 保護者との関わり方

- ◆行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりしないで、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。
- ◆ただし、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員で組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら、子供の命を守りぬく姿勢で毅然とした対応をすることが重要。
- ◆通告したことや児童相談所等との連絡内容は、漏らさない。アンケート等、虐待に関する個人の記録も、子供の安全を守る観点等から、法令に照らして不開示を検討する。

### 関係機関等との連携

- ◆市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。
- ◆在宅での支援の際は、普段と変わったことがないか継続して見守っていくとともに、不自然な点（不自然な外傷、理由不明な欠席等）があれば、児童相談所や市町村に通告する。
- ◆保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行う。
- ◆子供が進学や転校等をする場合は、情報を提供し、切れ目のない支援につなげる。

### （児童相談所の連絡先）【※児童相談所全国共通ダイヤル 189】

中央児童相談所 043-253-4101 成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

市川児童相談所 047-370-1077 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市

柏児童相談所 04-7131-7175 松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

銚子児童相談所 0479-23-0076 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

東上緯児童相談所 0475-27-1733 浅原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町  
長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

君津児童相談所 0439-55-3100 館山市、鴨川市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、館南町

千葉市児童相談所 043-277-8880 千葉市

市町村児童虐待担当窓口…自校の市町村の虐待担当課の電話番号を確認しておきましょう。

〔TEL〕

（その他にも）

福祉事務所（市町村を所管する健康福祉センター〈保健所〉）〔TEL〕

児童家庭支援センター（TEL）

警察（TEL）

中核地域生活支援センター（TEL）

## 教職員だからこそ気づける 児童虐待のサイン

# 「いつもと違う」 を見逃さない！



## 教職員のための児童虐待対応リーフレット

令和元年8月

千葉県教育委員会



オレンジリボンには、子ども虐待を防止する  
というメッセージが込められています。

## 〈学校・教職員の役割〉

# 早期発見・早期対応と速やかな通告

子供が、多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待防止法第6条には市町村(虐待対応担当課)や児童相談所への通告の義務が定められています。

### 学校が通告を判断するに当たってのポイント

1. 確証がなくても通告すること（児童虐待防止法第6条第1項）

(誤りであったとしても責任は問われない)

2. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること

3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること

4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村(虐待対応担当課)や児童相談所は、通告者に関する情報について

保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

### 【学校における児童虐待への対応の流れ～発見から通告まで～】

#### (1) 早期発見

- ◆児童虐待のサインを見逃さない。  
(「いつも違う」は、虐待のサイン)
- ◆チェックリストに該当するものがあれば、児童虐待の可能性を疑う。
- ◆幅広く情報収集に努める。  
(アンケート、教育相談、家庭訪問、地域の方々等からの情報等)

#### (2) 直ちに管理職へ報告・相談

- ◆一人で抱え込みず、速やかに管理職へ報告する。
- ◆子供本人が口外しないことを希望したとしても、「あなたを守るためにある」ことを伝え、必ず報告をする。

#### (3) チームとして早期対応

- (メンバー)
- 管理職、虐待対応担当教諭、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
  - ◆管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
  - ◆可能な範囲で速やかに関係職員を集め、情報収集し、事実関係を整理する。
  - ・子供の氏名、学年、性別、年齢、住所、出席状況、友人関係
  - ・保護者の氏名、子供との関係、家庭の状況
  - ・前籍校等からの情報
  - ・外傷や症状（誰から、いつから、どのように）
  - ・外傷や症状に関する本人の説明（あれば）

#### (4) 関係機関への通告（※子供の安全を最優先に、確証がなくても通告）

チェックリスト  
【児童相談所へ通告する場合】  
①～④に該当

チェックリスト  
【警察に通報する場合】  
①～④に該当

チェックリスト  
【緊急的な支援をする場合】に  
該当しないが、虐待が疑われる場合

**通告**

**通報**

**通告**

**児童相談所**

**警察**

**市町村**  
(虐待対応担当課)

\*いずれにおいても、通告・通報したことを教育委員会等に報告

# 児童虐待の早期発見チェックリスト

### 緊急的な支援を要する場合

#### 【児童相談所に通告する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。 (打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 (栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰りたくないと言っている。 (子供自身が保護・救済を求めている)

#### 【警察に通報する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。 (打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 (栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

### 児童虐待リスクのチェックリスト

※複数該当する場合は、児童虐待の可能性あり

#### 【子供の様子】

チェック欄	子供の様子
	繰り返し頭痛、腹痛、便通などの体調不良を訴える。
	警戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボートとしている。
	落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊べず、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が違う。(顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなるなど)
	からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。

#### 【保護者の様子】

チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診、相談歴、アルコール依存、薬物の使用歴がある。
	些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わせない。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。

#### 【家族・家庭の状況】

チェック欄	家族・家庭の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。